

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則 福島県公有財産審議会規則の一部を改正する規則
- 福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則
- 福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則
- 福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則
- 福島県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

四 二 二 一 一

規 則

福島県公有財産審議会規則の一部を改正する規則、福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則、福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則、福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則及び福島県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十号

福島県公有財産審議会規則の一部を改正する規則

福島県公有財産審議会規則（昭和五十二年福島県規則第二十五号）の一部を次のよう
に改正する。

第二条第一号中「、福島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十四年福島県条例
第一号）第一条第一項第二号に規定する地域開発事業」を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（財産管理課）

福島県規則第十一号

福島県庁舎管理規則の一部を改正する規則

福島県庁舎管理規則（昭和二十九年福島県規則第九十五号）の一部を次のように改正
する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付
した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分で改正前欄に掲げる対象規定
で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものはこれを削り、その標記部分が同
一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後	改正前
<p>（庁舎統括管理責任者等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（庁舎統括管理責任者等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>4 室管理責任者を補助し、火災及び盗難の予防に当たらせるため、各室に火災予防責任者及び盗難予防責任者を置く。</p> <p>5 前項の火災予防責任者及び盗難予防責任者は、室管理責任者がその室の職員のうちから定める。</p> <p>6 室管理責任者は、前項の規定により火災予防責任者及び盗難予防責任者を定めたときは、庁舎統括管理責任者に報告しなければならない。この場合において委員会等にあつては庁舎統括管理責任者を経て行うものとする。</p> <p>7 室管理責任者は、別記様式により、その室の出入口にその室において勤務する職員の配置図（執務室に係るものに限る。）並びに火災予防責任者及び盗難予防責任者の職及び氏名を掲示しなければならない。</p>
<p>（火災予防責任者及び盗難予防責任者）</p> <p>第四条 前条第二項の室管理責任者を</p>	<p>第四条 削除</p>

<p>補助し、火災及び盗難の予防に当たらせるため、各室に火災予防責任者及び盗難予防責任者を置く。</p> <p>2 前項の火災予防責任者及び盗難予防責任者は、室管理責任者がその室の職員のうちから定める。</p> <p>3 室管理責任者は、前項の規定により火災予防責任者及び盗難予防責任者を定めるときは、庁舎総括管理責任者に報告しなければならない。この場合において、委員会等にあつては庁舎統括管理責任者を経て行うものとする。</p> <p>4 室管理責任者は、その室の出入口にその室において勤務する職員の配置図（執務室に係るものに限る。以下同じ。）を日本産業規格A列三番横のサイズで掲示し、当該配置図に第一項の火災予防責任者及び盗難予防責任者である職員を明示しなければならない。ただし、配置図を掲示しない室においては、その室の出入口に第一項の火災予防責任者及び盗難予防責任者である職員の職名等を日本産業規格A列四番縦のサイズで掲示しなければならない。</p> <p>（削る）</p>	<p>別記様式（第三条関係）</p> <p>（略）</p>
---	-------------------------------

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施設管理課）

福島県規則第十二号

福島県合同庁舎管理規則の一部を改正する規則

福島県合同庁舎管理規則（昭和四十四年福島県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

<p>改正後</p> <p>（火災予防責任者及び盗難予防責任者） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 室管理責任者は、前項の規定により火災予防責任者及び盗難予防責任者を指定したときは、すみやかにその旨を庁舎管理責任者に報告するとともに、室の出入口にこれらの者の職名等を掲示しておかなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p>	<p>改正前</p> <p>（火災予防責任者及び盗難予防責任者） 第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 室管理責任者は、前項の規定により火災予防責任者及び盗難予防責任者を指定したときは、すみやかにその旨を庁舎管理責任者に報告するとともに、室の出入口にこれらの者の職及び氏名を掲示しておかなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p>
--	--

附 則
この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（施設管理課）

福島県規則第十三号

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則

福島県農業総合センター農業短期大学校規則（昭和六十二年福島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。
別表（第五条関係）

科目区分	科目	単位数	授 業 時 間 数		
			講義・演習	実験	実習
共通	全学科	一	一五		
			一五		
共通	数学基礎	一	一五		
			一五		
共通	国語表現	一	一五		
			一五		
科目	体育	四	六〇		
			六〇		
科目	英語コミュニケーション	一	一五		
			一五		
科目	農業と情報（基礎）	一	一五		
			一五		
科目	農業と情報（応用）	一	一五		
			一五		

畜産経 営学科	花き経 営学科	小 計	小 計	小 計	小 計
畜産概論 家畜育種学 家畜繁殖学 家畜栄養学 家畜衛生学 畜産環境保全 家畜解剖生理 学	農業概論 病虫害基礎 植物生理 環境保全と農 業 有機農業 農産物流通 農学実験 花き経営実習 花き生産概論 花き栽培各論 花き経営各論 フラワーデザ イン演習	四八	四八	二五五	二五五
一 一 一 一 三 一 一	二 二 二 二 二 三 一 一 一 一 二	二 二 二 二 三 一 一 一 一 二	二 二 二 二 三 一 一 一 一 二	三 三 三 三 三 一 一 一 一 三	三 三 三 三 三 一 一 一 一 三
		三〇	三〇		
		一、三五〇	一、三五〇		

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 令和七年三月三十一日に福島県農業総合センター農業短期大学校に在学している者で、引き続き同日以後に在学することとなるものに係る授業科目並びに授業科目ごとの単位数及び授業時間数については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(農業担い手課)

合 計	共通・専門合計		イ		ア		選択(C)	
	小 計	小 計	肉用牛経営 用(肉用牛)	飼養管理応 用(肉用牛)	飼養管理応 用(乳用牛)	乳用牛経営 用(乳用牛)	飼養管理基礎 飼料作物 食品製造演習	家畜解剖実験 経営実習 飼養管理基礎 飼料作物 食品製造演習
〔九八〕	九一	四八	(二)	(二)	(二)	(二)	二	三〇
〔九三〇〕	八四〇	二五五	(一五)	(三〇)	(一五)	(三〇)	三〇	一五〇
	三〇	三〇						三〇
〔一、六二五〕	一、四〇〇	一、三五〇						一、三五〇

福島県規則第十四号
福島県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則の一部を改正する規則
福島県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則(平成十三年福島県規則第八十六号)
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福島県サービスタ付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規則

第一条中「第九条」を「第十条」に、「高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿」を「サービスタ付き高齢者向け住宅登録簿」に、「高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧所」を「サービスタ付き高齢者向け住宅登録簿閲覧所」に改める。

第五条中「その他」の下に「やむを得ない事情」を、「揭示」の下に「し、及び福島県公式ウェブサイトに掲載」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(建築指導課)